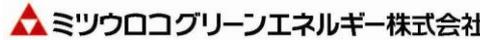


2023年3月30日

各位



## 電気需給約款変更のご案内（高圧・特別高圧）

当社は、2023年4月1日より電気需給約款を下記の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、より多くのお客様に電気を安定的にお届けするとともに、「豊かなくらしのにないて」として、より充実したサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 主な変更内容

	変更概要	変更内容
01. 適用	配電事業制度導入	配電事業者が特定の区域において、系統運用が行うことが可能になったことから、配電事業者から電気の供給を受けるお客さまに、当社約款を適用することを規定いたします。
42. 供給の停止または使用の制限もしくは中止	制限または中止の料金割引の廃止	送配電設備の保安は一般送配電事業者が行っていることや、業務運営の効率化を図り、電気料金の低減につなげるため、制限中止割引を廃止いたします。
別表2 燃料費等調整	燃料費調整額の算定方式に用いる係数および価格の変更	旧一般電気事業者の定める標準約款における燃料費等調整制度の改定とあわせて、本約款の燃料費等調整額の内容算定式を改定いたします。

#### 2. 約款改定日

2023年4月1日

#### 3. 変更後の約款

[https://www.mitsuurokogreenenergy.com/assets/pdf/common/pdf\\_footer01.pdf](https://www.mitsuurokogreenenergy.com/assets/pdf/common/pdf_footer01.pdf)

以上

#### お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目11番2号

電話 03-6758-6311 受付時間：9:00~17:30 ※土日祝除く

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>I 総 則</p> <p>3. 定 義</p> <p>(12) 平均燃料価格算定期間<b>及び離島平均燃料価格算定期間</b></p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき平均燃料価格<b>及び離島平均燃料価格</b>を算定する期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日(閏年の場合29日)までの期間をいいます。</p> <p style="text-align: center;">III 料金および契約種別</p> <p>15. 料 金</p> <p>(3) 料金は基本料金(基本料金単価×契約電力)にその一月の使用電力量によって算定した従量料金(従量料金単価×使用電力量)並びにこの需給約款の別表2の再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表3(燃料費<b>等</b>調整)の燃料費<b>等</b>調整相当額を加えたものとし、契約電力、力率が当初契約と異なる場合はそれぞれ、32(契約超過金) および15-1(力率調整)に定める金額を申し受けます。なお、事前にいただいた情報と契約電力および電力量が著しく異なる場合は、料金単価の変更を含め、別途協議させていただきます。</p>	<p>I 総 則</p> <p>3. 定 義</p> <p>(12) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき平均燃料価格を算定する期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日(閏年の場合29日)までの期間をいいます。</p> <p style="text-align: center;">III 料金および契約種別</p> <p>15. 料 金</p> <p>(3) 料金は基本料金(基本料金単価×契約電力)にその一月の使用電力量によって算定した従量料金(従量料金単価×使用電力量)並びにこの需給約款の別表2の再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表3(燃料費調整)の燃料費調整相当額を加えたものとし、契約電力、力率が当初契約と異なる場合はそれぞれ、32(契約超過金) および15-1(力率調整)に定める金額を申し受けます。なお、事前にいただいた情報と契約電力および電力量が著しく異なる場合は、料金単価の変更を含め、別途協議させていただきます。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>42. 供給の停止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社もしくは地域送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を停止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 地域送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 地域送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむを得ない場合非常変災の場合</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電力会社が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合</p> <p>(2) (1)の場合において、その予定日時が明らかな場合は、当社もしくは地域送配電事業者はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>(2)(3) 当社は、上記(1)または(2)に伴う料金の減額はございません。</p> <p>43. (削除)</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>42. 供給の停止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社もしくは地域送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を停止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ 地域送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ロ 非常変災の場合</p> <p>(2) (1)の場合において、その予定日時が明らかな場合は、当社もしくは地域送配電事業者はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>43. 制限または中止の料金割引</p> <p>託送約款等に定めるところにより、地域送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、当社が、託送約款等および地域送配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱に定める料金等の割引を受けたときは、当該月の料金</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>3 燃 料 費 等 調 整</p> <p>当社は、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者<sup>注</sup>が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整相当額を算出し、得られた燃料費調整相当額はそのままお客様の電気料金に反映するものといたします。</p> <p>なお、当社は算定された燃料費等調整相当額を、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。</p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>3 燃 料 費 調 整</p> <p>または翌月の料金にて、当該割引額と同額を割引いたします。ただし、電気の使用の制限または中止の原因がお客さまの責めに帰すべき理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>燃料費調整額は、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により算出されるものです。</p> <p>実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整相当額は、旧一般電気事業者注が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。</p> <p>当社は、四国電力送配電株式会社の供給区域を除く供給区域については、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者注が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整相当額を算出し、得られた燃料費調整相当額はそのままお客様の電気料金に反映するものといたします。</p> <p>なお、当社は、四国電力株式会社が適用する平均燃料価格の上限設定については設定しておりません。当社は算定された燃料費調整相当額を、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。</p>	<p>(追加) (変更)</p>



## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>う)、東北電力ネットワーク株式会社(以下「東北エリア」という)、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東京エリア」という)、北陸電力送配電株式会社(以下「北陸エリア」という)、関西電力送配電株式会社(以下「関西エリア」という)、中国電力ネットワーク株式会社(以下「中国エリア」という)、四国電力送配電株式会社(以下「四国エリア」という)および九州電力送配電株式会社(以下「九州エリア」という)の供給区域</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>また、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math> および <math>\gamma</math> の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p>	<p>式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>また、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math> および <math>\gamma</math> の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p>	

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>ニ. (削除)</p> <p>二. 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p>(2)離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ. 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ)北海道エリアおよび東北エリアの供給区域</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha</math></p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p>	<p>ニ. 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>



## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価=(離島平均燃料価格-離島基準燃料価格)× ((二)の基準単価)/(1,000)</p> <p>なお、基準燃料価格については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p>ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、北海道エリア、東北エリア、中国エリア、九州エリアの供給区域に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <p>(表省略)</p> <p>二. 離島基準単価</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款</p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="color: red;">等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p style="color: red;">(3)市場価格調整項の算定</p> <p style="color: red;">イ. 電力市場価格</p> <p style="color: red;">一般社団法人日本卸電力取引所が公表する価格をいい、次に定めるものとします。</p> <p style="color: red;">(イ)供給区域が北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリアおよび北陸エリアの場合、翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品の売買取引における価格のうち、供給区域に適用されるものをいいます。</p> <p style="color: red;">(ロ)供給区域が中国エリアの場合、翌日取引および時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引および時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価のうち、供給区域に適用されるものをいいます。</p> <p style="color: red;">ロ. 平均市場価格</p> <p style="color: red;">1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価額にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p style="color: red;">なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p style="color: red;">(イ) 北海道エリアの場合</p> <p style="color: red;">平均市場価格 = X × x + Y × y</p>	<p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ</p> <p>当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>



## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="color: red;">E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p style="color: red;">なお、<math>\delta 1</math> および <math>\delta 2</math> の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p>(二) 中部エリアの供給区域の場合</p> <p style="color: red;">平均市場価格 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>(ホ) 北陸エリアの供給区域の場合</p> <p style="color: red;">平均市場価格 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p>(ハ) 中国エリアの場合</p> <p style="color: red;">平均市場価格 = <math>X \times x + Y \times y</math></p> <p style="color: red;">X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均市場価格</p> <p style="color: red;">Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p style="color: red;">なお、<math>x</math> および <math>y</math> の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売</p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p>ハ. 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>市場価格調整単価=(平均市場価格－基準市場価格)×ホの調整係数</p> <p>なお、基準市場価格については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。</p> <p>なお、供給区域が北陸エリアの場合、市場価格調整単価は次に定める算式によって算定された値とします。</p> <p>(イ)平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合</p> <p>市場価格調整単価=(平均市場価格－8 円 00 円)×ホの調整係数</p> <p>(ロ)平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合</p> <p>市場価格調整単価=(平均市場価格－32 円 00 円)×ホの調整係数</p> <p>(ハ)平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合</p> <p>市場価格調整単価は 0 円 00 銭とする</p> <p>ニ. 市場価格調整単価の適用</p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

## 電気需給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします</p> <p>(表省略)</p> <p>(4) 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用量に(1)口の燃料費調整単価、(2)口の離島ユニバーサルサービス調整単価および(3)口の市場価格調整単価を適用して次の算式のより算定される金額とします。</p> <p>燃料費等調整額  <math display="block">= \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} + \text{市場価格調整単価})</math></p> <p>(5) 燃料費等調整単価等のお知らせ</p> <p>当社は、各月ごとに定めた燃料費等調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>